

住民自治条例制定 のための



# 市民ワークショップニュース

発行：北本市役所 秘書政策室  
〒364-8633 北本市本町1-111  
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997  
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第3号  
発行日 平成18年9月15日



## 住民自治条例を制定するための 市民ワークショップを開催しています



住民自治条例制定のための市民ワークショップ第3回を平成18年9月9日(土)午後1時30分から北本市文化センター3階第3会議室で開催しました。

これまでに、2回の講演会を開催し、その中で住民自治条例とは何か、条例制定市における制定時の市民の取り組み等について勉強してきましたが、今回は、わがまちきたもについて「北本市の良いところ」ととことん探し、再発見する作業を行いました。



グループごとに北本の良いところをまとめました



各グループの「きたもとBEST10」の発表です

今回の市民ワークショップの運営につきましては、他の自治体ではコンサルタント等に部分的に委託したりしている事例が多いようですが、北本市では、職員が知恵を出してゼロ予算で取り組んでいます。

今回参加された皆さんの声をいくつかご紹介しますと「参加者、全員・熱心な人で良かった」「グループでの作業はやりやすく思いました」「いろいろな人と話し合うことで気付きが多かった」など、前向きな意見ばかりいただきました。(皆さんありがとうございます。)

この取り組みでは、市民と行政との協働のまちづくりの第一歩として、市民の皆さんの意見をもとに条例制定の作業を進めてまいります。ワークショップへの参加者は随時募集中です。途中からの参加もまったく問題はありません。わがまち北本のまちづくりの基礎を議論する場ですので、より多くの皆様のご参加をお待ちしています。



## グループ・ワーク



今回の参加者は35名。まずは市から条例制定にあたってのスケジュールや事業提案の説明と質疑応答の後、本来のワークショップ、グループ・ワークに入りました。

班編制時には、誕生日(月日)ごとに並んでもらう手法を用いました。ルールは「自分の誕生日と相手の誕生日を言わない・聞かない」。皆さんが予測して着席した後に自分の名札を手書きしていただき、誕生日の発表と自己紹介をしていただきました。

自己紹介でもルールを決めました。話すことは3つ。1 自分の誕生日(生まれた年はいい人だけが言います) 2 名前 3 好きな食べ物とその理由 としました。

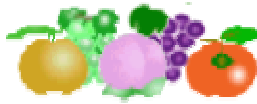
誕生日チェーンと自己紹介で少し会場の雰囲気が変わってきたように思いました。



班毎に進行役と書記、発表者を決めていただいたあと、カードを使って「北本の良いところ、好きなところ」を一人10枚出し、カードをグルーピングしていただきました。

その後、各班の北本のキャッチコピー(市外の人に紹介する時のうたい文句)と北本 BEST 10 をまとめてもらい、発表していただきました。これらは今後、条例の前文等への素材にしたいと思います。





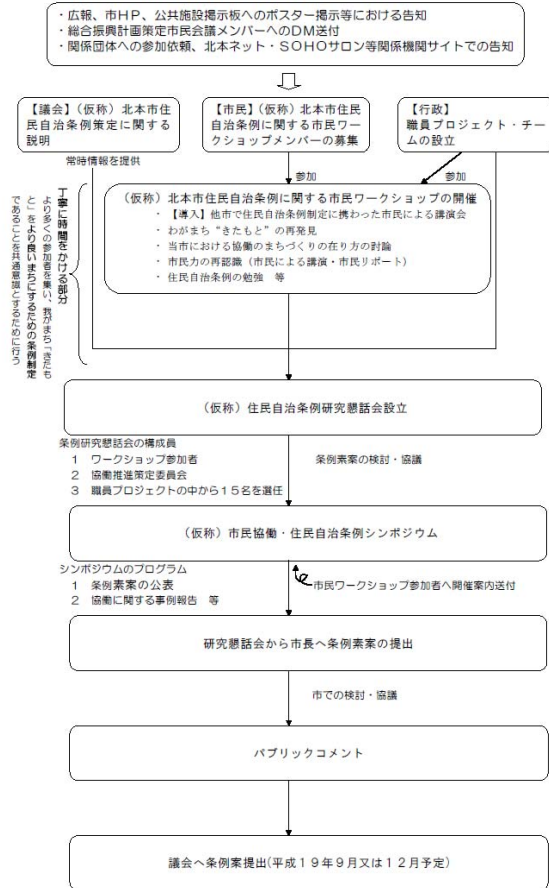
## 住民自治条例制定第3回 市民ワークショップの概要

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 市からの説明
  - (2) グループ・ワーク
    - ・自己紹介
    - ・北本市の良いところ
    - ・北本 BEST10
- 3 次回の日程について
- 4 振り返りシート記入
- 5 閉会



### (仮称)北本市住民自治条例制定の手順

秘書政策室



## (仮称)北本市住民自治条例制定の考え方

### 1 住民自治条例とは

「自治体の運営方針やまちづくりの基本的なルールを定めるもの」として、まちの憲法とも呼ばれ、自治体の最高法規として位置づけられます。

### 2 住民自治条例の必要性

地方分権社会では、地方自治体は自主性・自立性のもとに地域に即した自治体経営が求められています。また、国の憲法に対し、地方自治体は、地方自治法などにより地方自治が保障されているものの、自治運営の方針やまちづくりのルールについては明文化されていません。

近年では、従来の自治会・コミュニティ等の活動に加え、NPOやボランティア等による地域活動が活発化し、様々な主体が公共サービスを担う「新しい公共」のかたちも登場してきています。市民自治の拡大と公共サービスの担い手の多様化に対応するためにもそれぞれの役割分担や自治体運営の方向性を確認できる形にしておく必要があると考えます。

### 3 条例の制定方法

市民ワークショップでは、住民自治に関する自由な意見を出してもらい、条例に位置付けをする条例の素材探しをお願いします。

別に設置を予定している(仮称)住民自治条例研究懇話会には条文の構成や法的な問題などについて検討していただき、市長に提言をしていただく予定です。

その他、職員によるプロジェクト・チームも設置しています。

緑に囲まれた住みよい街北本  
北本BEST5  
12月・1月生まれ班

- 1 自然が多い(緑も)
- 2 コンパクトなまち
- 3 落ちついたまち
- 4 新鮮な農作物
- 5 市民が元気

自然環境に恵まれている北本  
北本BEST9  
4月・5月・6月生まれ班

- 1 緑が多く残されている
- 2 自然に親しめる公園等の施設が多い
- 3 コミュニティ活動が盛んである
- 4 交通(鉄道・道路)の便に恵まれている
- 5 歴史遺産が残されている
- 6 生活環境(ゴミ・都市施設等)の整備に熱心である
- 7 農地利用に工夫(そば・トマト・農園)がなされている
- 8 学校教育に比較的恵まれている
- 9 医療機関が多い

緑が多く安全な街北本  
北本BEST10  
2月・3月生まれ班

- 1 桜の木が多い
- 2 緑が多い
- 3 トマト
- 4 交通が便利
- 5 ごみの分別収集が進んでいる
- 6 安全・安心して住める
- 7 地域の交流がある
- 8 市民と交流の場所が多い
- 9 公園が多い
- 10 空気がきれい

自然に囲まれた住みよい街北本  
北本BEST10  
7月・8月・9月・10月・11月生まれ班

- 1 武蔵野の面影を残す雑木林に囲まれた自然環境に優れた所
- 2 日本五大桜の一つである蒲桜
- 3 荒川流域の清流
- 4 北本名産、農作物が豊富(プラム・梨・トマト等)
- 5 8圏域コミュニティ活動
- 6 文化の街(伝統文化)
- 7 安全・防犯対策
- 8 再開発が進む駅周辺
- 9 医療機関の充実
- 10 東京まで1時間交通の便が良い

次回の第4回市民ワークショップは

平成18年9月30日(土)午後1時30分から  
北本市文化センター第3会議室で開催します

テーマは「わがまち北本を再認識する」です  
皆様のご参加をおまちしています 秘書政策室

